

納税環境整備（電子帳簿等保存制度の見直し）

令和2年11月30日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

1. 現行制度の概要

貨物を業として輸出入する者は、当該貨物の品名、数量、価格その他の必要な事項を記載した帳簿（以下「関税関係帳簿」という。）を備え付け、かつ、当該帳簿及び当該貨物に係る取引に関して作成し又は受領した仕入書等の書類のうち、輸出入申告の際に税関に提出した書類以外のもの（以下「関税関係書類」といい、関税関係帳簿と合わせて、以下「関税関係帳簿書類」という。）を保存しなければならないこととされている（関税法第94条第1項及び第2項）。

特定輸出者及び特例輸入者も同様に、関税関係帳簿を備え付け、かつ、関税関係書類を保存しなければならないこととされている（関税法第7条の9第1項及び第67条の8第1項）。

また、関税法において準用する電子帳簿保存法（注1）の規定により、関税関係帳簿書類の備付け及び保存は当該関税関係帳簿書類に係る電磁的記録等の備付け及び保存によって代えることができることとされているほか、電子取引を行った場合の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならないこととされている（関税法第7条の9第2項、第67条の8第2項及び第94条第3項において準用する電子帳簿保存法第4条及び第10条等）。

（注1）電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律

2. 背景及び改正の必要性

内国税においては、経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、内国税の帳簿書類を電子的に保存する際の手続の見直しを行う予定であり、電子帳簿保存法を改正し、令和4年1月1日以後に適用する予定としている。

こうした状況を踏まえ、関税においても、輸出入者による関税関係帳簿書類の保存実態を踏まえ、電子的保存に係る負担の削減を図るとともに、円滑な事後調査のための適切な関税関係帳簿書類の保存を推進する観点から、内国税の見直しと同様に、関税関係帳簿書類を電子的に保存する際の手続の見直しを行う必要がある。

3. 検討

（1）電子帳簿等保存制度に係る手続の簡素化

現行、自らが最初の記録段階から一貫して電子的に作成した帳簿書類を、関税法上の関税関係帳簿書類として電子データのまま保存する制度として、下記の①から③までの手続・要件等が規定されている。

- ① 電子的に作成した帳簿書類を、関税関係帳簿書類として電子データのまま保存しようとする場合、事前に税関長の承認が必要。
- ② 電子帳簿の承認対象は、以下の要件を満たすものに限定。
 - イ 記録事項の訂正又は削除を行った場合にその履歴が残ること、及び記録事項を検索できる機能があること
 - ロ 記録事項を確認するためのモニター等の機器及びシステムの操作説明書等を備え付けること
- ③ ②の要件を満たさない電子帳簿は、関税関係帳簿として電子データのまま保存することができず、紙を印刷して保存する必要。

電子帳簿等保存制度を利用する上での事務負担を削減し、ペーパーレス化を推進するとともに、信頼性の高い現行の電子的な関税関係帳簿にインセンティブを設けることで、記帳水準の向上を図る観点から、上記の①から③までについて、それぞれ下記の見直しを行うこととする。

- ① 電子保存するための事前承認制度を廃止し、電子的な関税関係帳簿書類を利用する上での事務負担を削減。
- ② 関税関係書類との関係が明らかになるように作成された関税関係帳簿（注2）について、現行の要件（上記イ・ロ）を満たして電子保存し、その旨を届け出た者については、その帳簿に関連して過少申告があった場合に、過少申告加算税の税率を5%軽減する（ただし、その過少申告に係る修正申告・更正に重加算税が含まれる場合には軽減しない。）。
（注2）信頼性の高い関税関係帳簿として、帳簿の各項目と関税関係書類とが共通の番号（例：許可書の番号）により紐付けされているものを対象とする。
- ③ 現行のロの要件のみ満たす電子帳簿についても、上記過少申告加算税の税率の5%軽減の対象にはならないものの、関税関係帳簿として電子データのまま保存することを可能とする（紙を印刷しての保存は不要。）。

（2）スキャナ保存制度の要件緩和及び不正行為に係る担保措置の創設

現行、関税関係書類をスキャナで読み取って電子的に保存する制度として、下記①の手続及び②の要件が規定されているほか、③の指摘がなされている。

- ① 関税関係書類をスキャナ保存するためには、事前に税関長の承認が必要。
- ② 関税関係書類の原本（紙）とスキャンした画像（電磁的記録）との同一性を担保し、改ざん等を防止する観点から、以下の要件が存在。
 - ・ 仕入書等の書類には受領者（営業担当者等）が自署
 - ・ 経理担当者がスキャンする場合は最長2ヶ月以内にタイムスタンプを付与（受領者（営業担当者等）がスキャンする場合は概ね3営業日以内）
 - ・ 紙の原本とスキャンした画像とが同一である旨を別の者がチェック（相互牽制・定期検査）
- ③ 現行の要件だけでは改ざん等の不正行為を十分に抑止できないおそれ（例：定期検査を求めても会社ぐるみの不正は防止できない）。

スキャナ保存制度について、ペーパーレス化を一層促進する観点から、上記①の手續及び②の要件をそれぞれ下記①及び②のとおり大幅に緩和するとともに、電子データの改ざん等の不正行為を抑止するため、下記③の担保措置を設けることとする。

- ① スキャナ保存するための事前承認制度を廃止し、スキャナ保存制度を利用する上での事務負担を削減。
- ② 下記のとおりスキャナ保存に係る要件を緩和。
 - ・ 仕入書等の書類への自署は廃止
 - ・ タイムスタンプ付与までの期間は最長2ヶ月以内に統一（※下記（3）の電子取引に係るデータ保存制度についても同様）
 - ・ 訂正・削除履歴の残るクラウドに最長2ヶ月以内に格納する場合は、タイムスタンプを不要化
 - ・ 紙の原本とスキャンした画像との同一性チェック（相互牽制・定期検査）は不要化
- ③ スキャナ保存された電子データに関連して改ざん等の不正が把握されたときは、重加算税の税率を10%加重。
（※下記（3）の電子取引に係るデータ保存制度についても同様）

（3）電子取引に係るデータ保存制度の要件の見直し・保存方法の適正化

現行、電子取引の取引情報（注3）に係る電磁的記録のデータ保存制度に関し、記録事項の検索要件として下記①から③までの要件が規定されている。

（注3）取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書等の書類に通常記載される事項を「取引情報」といい、取引情報の授受を電磁的方法により行う取引を「電子

取引」という。

- ① 貨物の品名、数量、価格、仕出（向）人の名称等、取引年月日その他の日付を検索の条件として設定できること。
- ② ①のうち、貨物の数量、価格、取引年月日その他の日付については、その範囲を指定して条件を設定できること。
- ③ 2以上の任意の項目を組み合わせて条件を設定できること。

電子取引に係るデータ保存制度の検索要件のうち上記①について緩和（貨物の品名、数量の項目を不要化等）する見直しを行い、データ保存に係る事務負担の削減、データ保存方法の適正化を図ることとする。

（※上記（2）のスキヤナ保存制度の場合も同様。）

なお、改正前後ともに、電磁的記録を出力した書面を保存することも認められる。

また、（1）電子帳簿等保存制度、（2）スキヤナ保存制度、及び（3）電子取引に係るデータ保存制度のいずれの場合であっても、税関職員の質問検査権に基づくダウンロード要求に応じる場合には上記②及び③の検索要件を不要とする。

4. 改正の方向性

内国税における見直しと同様に、関税においても、以下の見直しをすることとしてはどうか。

- （1）電子帳簿等保存制度に係る手続の簡素化
- （2）スキヤナ保存制度の要件緩和及び不正行為に係る担保措置の創設
- （3）電子取引に係るデータ保存制度の要件の見直し・保存方法の適正化

なお、これらについては、内国税と同様に、令和4年1月1日以後に適用することが適当ではないか。